

# 東京都功労者表彰における保健医療局推薦基準細目

平成18年3月1日付17福保総第1169号

平成28年1月6日付27福保総第857号

最終改正 令和5年12月14日付5保医総第485号

## 第1 推薦の対象

表彰候補者の選考に当たっては、次の基準により推薦する。

### 1 福祉・医療・衛生功労

#### (1) 社会福祉分野

##### ア 対象

社会福祉事業の振興に尽力し功績顕著な50歳以上の者であって次に掲げるもの又は社会福祉の向上に特に優れた功労のあった団体。ただし、功績が特に顕著である場合はこの限りでない。

- |  |     |           |
|--|-----|-----------|
| (ア) 社会福祉事業の経営者（法人にあっては、その代表者）                                      | ・・・ | 在職年数15年以上 |
| (イ) 社会福祉関係団体の長及び事務局の長  | ・・・ | 同 15年以上   |
| (ウ) 社会福祉関係団体の役員  | ・・・ | 同 20年以上   |
| (エ) 社会福祉施設の長（社会福祉事業1種等）  | ・・・ | 同 15年以上   |
| (オ) 社会福祉施設の長（社会福祉事業2種等）  | ・・・ | 同 20年以上   |
| (カ) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設等において入所者又は利用者と直接接することを本務とする職員                | ・・・ | 同 15年以上   |
| (キ) 社会福祉法第2条第3項第1号から第12号までに掲げる施設又は事業等において、入所者又は利用者と直接接することを本務とする職員 | ・・・ | 同 20年以上   |
| (ク) 民生委員・児童委員  | ・・・ | 同 20年以上   |
| (ケ) 東京都養育家庭制度実施要綱に基づく養育家庭  | ・・・ | 同 20年以上   |
| (コ) 社会福祉関係団体であって設立以後35年以上活動しているもの                                  |     |           |

##### イ 留意事項

- (ア) 在職（設立）年数については原則を示すものとし、功績が顕著である場合には、基準在職（設立）年数の8/10程度であれば推薦できるものとする。この場合、審査票（別記第1号様式）にその顕著な功績について特に明確に記載することとする。
- (イ) 上記アの（ア）から（ケ）までの在職年数に達しないが同種の職種で従事年数の基準が異なる勤務箇所を二つ以上歴任している場合は、それぞれの勤務箇所の従事年数を通算した年数をもってその者の経歴のうち本表に掲げる従事年数が最も長い職に在職したものとして取り扱う。
- (ウ) 上記アの（ア）から（エ）まで及び（カ）には、介護保険法に規定する介護老人保健施設及びその設置主体を含む。
- (エ) 上記アの（ア）から（ウ）まで、（オ）及び（キ）には、東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所及びその設置主体を含む。

## (2) 保健衛生分野

### ア 対象

保健衛生の向上に尽力し功績顕著な50歳以上の者であって、次に掲げるもの。ただし、功績が特に顕著である場合にはこの限りでない。

(ア) 保健衛生関係団体でおおむね都全域を包含する団体の長・・・在職年数15年以上

(イ) 上記(ア)の団体の役員及び事務局の長 ..... 同 20年以上

(ウ) 保健衛生関係団体で、おおむね1区市町村の区域以上を包含する団体の長 ..... 同 23年以上

(エ) 上記(ウ)の団体の役員及び事務局の長 ..... 同 25年以上

(オ) 上記(ア)から(エ)までの在職年数に達しないが2以上の職に従事し、次の基準により乗算した積の和が25年以上の者

a (ア) の職 1年につき 1. 7

b (イ) の職 1年につき 1. 3

c (ウ) の職 1年につき 1. 1

d (エ) の職 1年につき 1. 0

(カ) 保健衛生関係の実業に精励し、産業の振興に努め、関係団体の役員として10年以上在職した功績顕著な者であって、次に掲げるもの

a 実業の社長等 ..... 同 20年以上

b 実業の取締役等 ..... 同 25年以上

c 実業の業主等 ..... 同 30年以上

d aからcまでの在職年数に達しないが2以上の職に従事し、次の基準により乗算した積の和が30年以上の者

(a) aの職 1年につき 1. 5 (b) bの職 1年につき 1. 2

(c) cの職 1年につき 1. 0

(キ) 特殊療養所、感染症病床及び精神病床等に勤務する看護師等並びに山間へき地に勤務する医師及び看護師等 ..... 同 20年以上

(ク) 保健師、助産師及び一般病院に勤務する看護師等 ..... 同 25年以上

(ケ) 上記(キ)及び(ク)の在職年数に達しないが、両方の職に従事し、次の基準により乗算した積の和が25年以上の者

a (キ) の職 1年につき 1. 3

b (ク) の職 1年につき 1. 0

(コ) 病院長(医療に30年以上従事した者)

..... 同 100床以上の病院の院長 10年以上

### イ 留意事項

在職年数については原則を示すものとし、功績が顕著である場合には、基準在職年数の8/10程度であれば推薦できるものとする。この場合、審査票(別記第1号様式)にその特に顕著な功績について特に明確に記載することとする。

## (3) その他

社会福祉事業の振興に尽力し、かつ保健衛生の向上に尽力した者であって、その功績が上記で定められた功績と同等と認められるもの。

## 2 労働精励

### ア 対象

保健衛生関係の職務に精励し、他の模範となる年齢50歳以上の者であつて、次に掲げるものの。ただし、功績が特に顕著である場合はこの限りでない。

(ア) 職務に精励し、創意工夫に努め、又は技能優秀にして能率の向上に尽力した者

・・・在職年数30年以上

(イ) 上記(ア)のほか、次の業務（診療放射線技師、施設内での建物維持、調理・食事配膳など）に従事した者

- a 苦労の割にとくろ人目につかない領域の業務
- b 危険度の高い業務
- c 一般に人の好まない労苦の多い業務

・・・同 20年以上

#### イ 留意事項

従事年数については原則を示すものとし、功績が顕著である場合には、基準従事年数の8/10程度であれば推薦できるものとする。この場合、審査票（別記第1号様式）にその特に顕著な功績について特に明確に記載することとする。

### 3 技術振興功労

特許・実用新案・意匠として登録された優秀な発明若しくは考案をなし又はそれらの基礎を完成させた者でその業績が顕著なもの。

### 4 善行

社会や人のために「よい行い」に努め他の模範となる者のうち次に掲げるもの又は局長が特に認めた者。なお、奉仕活動については、原則として福祉・医療・衛生功労で表彰する。

ア 社会福祉事業に金品を寄附した者（団体を含む。）

10年以上継続して社会福祉事業のため、原則として年間30万円相当以上の金品の寄附を行った者。

イ 永年継続して社会福祉事業に奉仕した者のうち、次に掲げる者（団体を含む。）

(ア) おおむね月に4回以上、10年以上継続して奉仕した者

(イ) おおむね月に2回以上、20年以上継続して奉仕した者

(ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等であると認められる者

### 第2 推薦の対象とならない者

第1の基準に満たない者のほか、次のいずれかに該当する者は推薦の対象とならない。

1 推薦基準を満たしているが、個人として明確な功績が認められない者

2 候補者が同一又は同種の功績により、既に東京都の表彰又は国の栄典（叙勲、褒章）を受けている者

3 表彰の対象となる行為を東京都の区域外で行った者（都民が善行の規定に係る行為を東京都の区域以外の区域で行ったときは、この限りではない。）

4 刑事事件等に関して、現に起訴されている者、又は刑に処せられ刑が消滅していない者

5 東京都職員

6 その他表彰の趣旨にそぐわない者（犯罪容疑により取調べ中である者、近年公正取引委員会による取調べを受けた者又は同委員会の審決等を受けた者、近年公害を発生させ又は業務に関して相当規模の人身事故を起こした者、表彰することが適当でないような事実が新聞、雑誌、放送等で報道された者等）

附 則

この細目は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月3日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月23日から適用する。

附 則

この細目は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成28年1月6日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年12月14日から施行する。